

青森県報

号外第四号

令和五年
二月六日
(月曜日)

目次

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課)	一
○右	同	二
○右	同	二
○右	同	二
○右	同	二
○右	同	三
○右	同	三
○右	同	四
○右	同	五
○右	同	六
○右	同	七
○右	同	八

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

洋服の青山ダイソー&アオヤマー〇〇円プラザ弘前店
弘前市大字早稲田四丁目五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役 柳井隆博

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
青森商事株式会社 代表取締役 青山理 青森市王子町一丁目三の五	変更なし	
株式会社青五 代表取締役 畑山房則 青森市王子町二丁目一四の三八	株式会社青五 代表取締役 宮前俊光 青森市王子町二丁目一四の三八	令和 三・五・五

四 届出年月日
令和四年十二月二十三日

五 届出書の縦覧

1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間
令和五年二月六日から同年六月六日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和五年六月六日

2 提出先
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いとく浜の町店

弘前市大字浜の町西一丁目五の二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

2 第一リース株式会社

東京都港区虎ノ門一丁目二の六

代表取締役 吉田勝彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳 秋田県大館市清水四丁目四の一五 代表取締役 塚本徹	変更前	変更後	変更年月日
変更なし			

株式会社丸大サクラ薬局
青森市三内字玉作二の七二
代表取締役 櫻井清

株式会社丸大サクラ薬局
青森市大字三内字玉作二の七二
代表取締役 今寿

令和
四・五・七

株式会社セリア
岐阜県大垣市外濠二丁目三八
代表取締役 河合映治

変更なし

四 届出年月日

令和四年十二月二十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和五年六月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ弘前岩木店
弘前市大字一町田字村元七一四外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 伊藤光博	大和ハウスリアルテイマネジメン ト株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 伊藤光博	令和 三・〇・一

三 届出年月日

令和四年十二月二十八日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年六月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ八戸沼館
八戸市沼館四丁目一の一八六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和ハウスリアルテイマネジメント株式会社
東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二
代表取締役 伊藤光博

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社オートバックスセブン 東京都江東区豊洲五丁目六の五二 代表取締役 小林喜夫巳	株式会社オートバックスセブン 東京都江東区豊洲五丁目六の五二 代表取締役 堀井勇吾	令和 四・四・一
株式会社エコプラス 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八 代表取締役 今井茂	変更なし	

株式会社大創産業
 広島県東広島市西条吉行東一丁目
 四の一四
 代表取締役 矢野靖二
 変更なし

四 届出年月日

令和四年十二月二十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年六月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六二〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 辻田泰徳	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 織田寛明	令和 四・四・一

三 届出年月日

令和四年十二月二十三日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年六月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア クロスプラザ黒石
黒石市富士見一〇九の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 辻田泰徳	変 更 後	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 織田寛明	変 更 年 月 日	令和 四・四・一
-------	--	-------	--	-----------	-------------

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	変 更 後	変更なし	変 更 年 月 日	
-------	---	-------	------	-----------	--

株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更なし		
--	------	--	--

成田孝之 弘前市大字土手町二四の一	成田孝之 弘前市大字親方町一八の三	令和 四・六・一	
----------------------	----------------------	-------------	--

株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男	株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 大久保勝之	四・一・三七	
--	---	--------	--

株式会社NHCC 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三五の二二 代表取締役 鈴木貞男	変更なし		
--	------	--	--

株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一 代表取締役 町野雅俊	変更なし		
--	------	--	--

株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし		
---	------	--	--

株式会社アルカスイーターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山誠一	変更なし		
--	------	--	--

株式会社トータル・リユース 岩手県釜石市上中島町二丁目二の三三 代表取締役 伊瀬幸郎	変更なし		
--	------	--	--

大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 伊藤光博	変更なし		
---	------	--	--

工藤久敦 弘前市大字泉野三丁目四の一	変更なし		
-----------------------	------	--	--

四 届出年月日

令和四年十二月二十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2 期間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年六月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前アルカディアショッピングセンター

弘前市大字扇町三丁目一の一、一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 辻田泰徳	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 織田寛明	令和 四・四・一

三 届出年月日

令和四年十二月二十三日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年六月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 十和田複合商業施設
 - 十和田市東一番町七の二一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更なし	
株式会社エーワン・トゥ 三沢市大町一丁目八の九 代表取締役 赤坂安信	変更なし	
金京源 十和田市東二十三番町一〇の二六	変更なし	
金英輝 十和田市東十四番町四の四の六	変更なし	
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 辻田泰徳	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 織田寛明	令和 四・四・一
大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 伊藤光博	変更なし	

株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町一の一 代表取締役 小林辰夫	株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町一の一 代表取締役 上野善紀	令和 四・四・一
---	---	-------------

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更なし	
株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目三八の一 代表取締役 貞方宏司	変更なし	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	
有限会社大池商店 上北郡東北町字上笹橋三の四六 代表取締役 大池勇氣	変更なし	
株式会社メガネットップ 静岡県静岡市葵区伝馬町八の六 代表取締役 富澤昌宏	変更なし	
有限会社四次元ポケット 平川市新屋栄館三七の二 代表取締役 葛西まゆみ	変更なし	
株式会社プラザクリエイト 東京都中央区晴海一丁目八の一〇 代表取締役 大島康弘	株式会社プラザクリエイト 東京都中央区晴海一丁目八の一〇 代表取締役 新谷隼人	令和 四・六・三
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	
株式会社ほなみ薬局 十和田市穂並町一〇の六二 代表取締役 川上玲子	変更なし	

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町一の
代表取締役 小林辰夫

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町一の
代表取締役 上野善紀

令和
四・四・一

四 届出年月日

令和五年一月一九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年六月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック長苗代店

二 八戸市大字長苗代字観音堂八〇の二

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 伊藤光博	大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 伊藤光博	令和 三・〇・一

三 届出年月日

令和四年十二月二十三日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和五年二月六日から同年六月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年六月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円